

# CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange  
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニュースレター

## 今号の記事

### ■特集 CALEアニュアルカンファレンス

- 2024年度CALEアニュアルカンファレンス 体制移行国の弁護士の方の行方 2頁  
名古屋大学日本法教育研究センター長 松尾 陽
- ワークショップ「政治学で選挙を学ぶ」 3頁  
名古屋大学大学院法学研究科CALE研究員 松山聡史
- アジア法学人材育成の先駆者室井力先生 4頁  
名古屋大学名誉教授／日本法教育研究センター・コンソーシアム会長 鮎京正訓
- 「アジア比較法学の新たな担い手」の一人として 5頁  
名古屋経済大学法学部准教授 松本未希子

### ■TOPICS

- サマースクール「アジアの法と社会2024」 アジア諸国における検察官の役割 6頁  
名古屋大学大学院法学研究科特任講師 傘谷祐之
- サマースクールにて「モンゴルの検察官について」 6頁  
モンゴル国立大学法学部講師 バトオルシフ・ソドゲレル
- 参加することが第一歩。その後に進もうとする第二步目が大事 7頁  
法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事 山下拓郎
- モンゴル司法アカデミーの研究者と裁判官が名古屋に訪問した7日間 8頁  
モンゴル司法研修研究情報アカデミー
- 比較社会ワークショップ・教育編 9頁  
名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程2年 ピラチャン・ソムサワット
- 日本と中央アジアにおける国際仲裁—主要トレンドと考察 10頁  
中央アジアアメリカン大学准教授／CALE外国人研究員 アレンキナ・ナタリア
- 「はて？」の果て～モンゴル短期派遣を通じた「では？」～ 11頁  
名古屋大学法学部学部1年 大曾根志哉
- 悠久の大地での貴重な経験 11頁  
名古屋大学法学部学部1年 谷口こころ
- オンライン日本法講師体験を通して 12頁  
名古屋大学法科大学院既修2年 伊藤大輔
- オンライン日本法講師体験 体験談と参加のススメ 12頁  
名古屋大学法科大学院既修2年 小坂橋龍正
- 努力が報われるとき 京都国際文化協会エッセイコンテストで私の国の文化についての考えを発表 13頁  
名古屋大学大学院法学研究科修士課程1年 ショディヨロフ・オタバク
- 在カンボジア日本法教育研究センター(CJLC)同窓会開催 14頁  
国土整備・都市計画・建設省トレーニングセンター副部長 ジア・シュウマイ
- 日本法教育研究センターの短期セミナー報告、CALE外国人研究員紹介 15頁

### ■アジア法・法整備支援研究の最前線

- 睿智に満ちた学者・偉大な思想家を記念して～森島昭夫先生の指導の下で～ 16頁  
中国社会科学院法学研究所教授 于 敏

### ■New ベトナム便り

- ベトナム神童事件からみたベトナムの知的財産制度～著作権の同一性保持権を中心に～ 18頁  
名古屋大学ベトナム日本法教育研究センター特任講師 ド・ティエップフーン

### ■センター長便り

- 敬古新風 20頁  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 村上正子
- 「法学版ブリッジ・エンジニアの活躍」 21頁  
名古屋大学日本法教育研究センター長 松尾 陽

### ■行事など

22頁

# No.52

2025.3.31

## 2024年度CALEアニュアル・カンファレンス 体制移行国の弁護士のあり方の行方



名古屋大学  
日本法教育研究  
センター長

松尾 陽

### ■昨年度の継承—アジア比較法学の新たな担い手

名古屋大学法政国際教育協力研究センター（Center For Asian Legal Exchange、以下CALEと略）が始めた日本法教育研究センター（Center for Japanese Law、以下CJLと略）のプロジェクトから育った修了生の数は、2024年7月末で469名に達しました。大学の研究者、政府の役人、法実務家、企業人として、さまざまな活躍をみせております。

そこで、CJL修了生たちと共に研究活動をしていくという決意のもと、2023年度のCALEアニュアル・カンファレンスは、村上正子CALEセンター長のネーミングで「アジア比較法学の新たな担い手たち」という全体のタイトルがつけました。

2024年度もこの理念を継承し、このカンファレンスの随所で日本法教育研究センターの修了生が活躍するように企画が立てられました。

2025年1月25日にシンポジウムが、26日に個別報告の会とワークショップが開催されました。

### ■シンポジウム「体制移行国の弁護士のあり方の行方」

法整備支援は、計画経済体制から市場経済体制へ転換する「体制移行」を、法的側面から支援するというものであります。1990年代に始まった法典整備はかなりのところ進められてきました。しかし、完璧な法典ができるということはありません。法の趣旨ひいては法の支配の意義を弁えたうえで、法典と社会のギャップを埋めていく法律家の存在も重要になります。

2024年の夏、CALEが主催するサマースクールでは、「検察官」を取り上げたのに対して、本シンポジウムでは、市場経済体制の要となる弁護士論を取り上げました。市場経済体制への移行の中で、どの

ように弁護士の地位が確立してきたのか。このような目論見のもと、以下の形で、シンポジウムを開催しました。

司会・企画趣旨説明：松尾 陽（名古屋大学大学院法学研究科教授、CJLセンター長）

報告①：日本における「弁護士」の形成—職域の確立・独占の過程からみえるもの—

林真貴子（名古屋大学大学院法学研究科教授）

報告②：モンゴルの弁護士制度について

ソドゲレル・バトオルシフ（モンゴル国立大学法学部講師、名古屋大学・CJLM修了生）

報告③：カンボジアにおける弁護士制度

トリイ・バリアン（カンボジア王国弁護士、名古屋大学・CJLC修了生）

コメント①：弁護士の多様化と階層化：「法の支配」と「法による支配」の間での役割再考

藤本亮（名古屋大学大学院法学研究科教授）

コメント②：「市民社会の形成と弁護士の役割」という視点

矢吹公敏（弁護士）

藤本先生も矢吹先生も、研究者あるいは弁護士として、法整備支援の活動にご尽力されてきた先生であり、そうした経験を踏まえた総合的なコメントがなされました。フロアからも30以上の質問が来て、活気のある討論となり、このテーマを発展させていくための、今後の課題も明らかになりました。

### ■個別報告

昨年度と同様に、若手の研究報告の会も開催されました。今回の報告者は、共にCJLの修了生であり、日本の大学で博士号と取得した方々です。

司会：傘谷祐之（名古屋大学大学院法学研究科特任講師）

報告①：カンボジアにおける自動車事故の損害補償：責任保険から災害保険へ

ソック・ヴァンニー（北海道大学・CJLC修了生）

報告②：モンゴルにおける鉱物資源開発に関わる環境民事訴訟制度とその課題

スフバートル・モロム（名古屋大学CALE研究員、名古屋大学・CJLM修了生）

## ワークショップ「政治学で選挙を学ぶ」



名古屋大学  
大学院法学研究科  
CALE研究員

松山 聡史

### ■選挙イヤーの2024年

昨年2024年は、選挙の話題が尽きない年でした。台湾、ロシア、韓国、イギリス、フランス、アメリカ、日本…。それだけでなく、CALEと関わりの深いウズベキスタン、モンゴル、カンボジアでも、近年複数の大きな選挙がありました。実際に投票した留学生もいらっしゃるかと思います。

ただし、「選挙があった」と一口に言っても、選挙がどのように行われ、政治にどのような影響を与えるのかは、国によって、選挙によって、異なります。選挙はよく「民意の反映のための仕組み」と言われますが、デュヴェルジェの法則（多数代表制の選挙制度では二大政党制になりやすい）からも推察されるように、選挙は「民意を加工したり、一側面を切り取る仕組み」とでも言った方が適切であり、どう加工するか、切り取るかにも、多様性があります。

### ■ワークショップ「政治学で選挙を学ぶ」

というわけで、今年度のアニュアル・カンファレンス二日目では、ワークショップ「政治学で選挙を学ぶ」を開催しました。この企画は、アニュアル・カンファレンスでは初めての「政治学」の企画でもあります。そのため、今回はもっぱら政治学を専門としない参加者向けの講義という形態をとり、またサブテーマとして「政治学と法学の違い」も掲げました。

### ■民主主義国／権威主義国にとって、選挙の意味とは

まずは近藤康史教授（名古屋大学大学院法学研究科、比較政治・イギリス政治）から、「民主主義国の選挙制度とその政治的効果」と題して、民主主義国を前提に、多数代表制／比例代表制という二つの典型的な選挙制度と、それらを組み合わせた混合制の

諸特徴、またそれらの採用がその国の民主主義の姿にいかなる違いや変化をもたらしたのかについて、ご講義していただきました。

また現代の選挙研究で外せないテーマとして、現在の世界には「権威主義国」——事実上の独裁体制の国——でありながらも、選挙を実施する国が多数存在するという事実があります。岡田勇教授（同国際開発研究科、比較政治・ラテンアメリカ政治）による「権威主義国における選挙の機能」講義は、このテーマを扱いました。その中では、独裁者達にとって、選挙は体制崩壊のリスクであると同時に、自らの権力を維持するべく、必要な情報を集め、自らを正統化し、支持者を統率し、さらに敵対者を取り込む手段ともなりうることを、示していただきました。

### ■政治学と法学の違い

ここで、「政治学と法学の違い」を浮き立たせるのが、コメンテーターの佐藤史人教授（法学研究科、比較法・ロシア法）による問いかけです。それは、関心の相違（規範か、帰結か）と、それに伴う対象の相違（権利保障か、それ以外か）がその違いではないかというものでありました。

質疑応答の時間があまりとれず、コメントやフロアからの質問を深く検討できなかったのは残念ですが（これは企画者である私の責任です）、新鮮かつ重厚な内容のワークショップになり、また今後もCALEの活動の中で、こういった政治学の時間を組み込んでいく意義と方向性を示すものにもなりました。報告者の先生方、支えてくださったCALEの皆様に、厚く御礼申し上げます。



岡田勇教授による講義の様子

## アジア法学人材育成の先駆者室井力先生

現在、名古屋大学CALEは、日本におけるアジア法学人材育成の拠点として活動し、とりわけ、ベトナム、カンボジア、ウズベキスタン、モンゴルなどの法学系大学に名古屋大学日本法教育研究センターを設立し、アジア各地の法学人材育成に努めています。その成果は、法律時報2024年10月号の小特集「アジア体制移行国の行政救済法の展開－監督から救済へ？」などの形で、次第に明らかになりつつあります。

ここでは、名古屋大学法学部がアジア諸国からの留学生を受け入れ、人材育成に取り組むようになった初発の段階で、当時の行政法担当の室井力（むろい・つとむ）教授が果たした、先駆的な取り組みを紹介します。



名古屋大学名誉教授  
日本法教育研究センター・  
コンソーシアム会長

鮎京 正訓

### 1. 留学生受け入れ

名古屋大学が1990年代中葉以降アジア諸国に対する法整備支援やアジア法プロジェクトを開始する以前の時期、室井先生は、すでに1980年代から台湾の劉宗徳君(帰国後、台湾政治大学教授)をはじめ、中国、韓国からの留学生に極めてレベルの高い教育を行ってきました。

レベルが高いという意味は、たんに大学内での講義、ゼミなどで留学生に関わるだけではなく、留学生の生活全般に対して支援を行い、その結果、室井先生の弟子は、例外なく、日本語が流暢で、しかも博士学位を取得するなどの成果をあげました。

### 2. 中国、台湾、韓国の友人たち

また、室井先生は、中国、台湾、韓国などアジア各国の指導的な行政法学者と、公私共に極めて親しい関係にありました。とくに中国政法大学の応松年教授、国立台湾大学の翁岳生教授、国立ソウル大学の徐元宇教授などとは親密な関係にありました。

室井先生は、1992年10月から11月にかけて韓国に行き、国立ソウル大学やソウル市立大学を訪れました。また、室井先生の人脈のおかげで、杉浦一孝教授や市橋克哉教授や私などは室井先生に随行して、1993年4月から5月にかけて中国および台湾の諸大学との学術交流を実施することができました。

### 3. 東アジア行政法学会の設立

そして、これらの留学生教育や現地での大学間交流を積み上げることを基礎に、室井先生は、東京大学の塩野宏教授、東北大学の藤田宙靖教授、園部逸夫最高裁判所判事などに声をかけ、東アジア行政法学会という国際学会を創設しました。

2024年8月には、中国の哈爾濱(ハルビン)にて第15回東アジア行政法学会が開催されましたが、四半世紀を超えて、日本と、中国、韓国、台湾などアジア各地の大学の国際的な法律学会として、極めて着実な歩みを示しています。

ちなみに、東アジア行政法学会は、1995年に第1回設立大会が名古屋大学主催で行われましたが、鮎京が「アジアの立憲主義」というテーマの基調報告を行いました。

したがって、現在のCALE及び法学研究科がアジア各地に日本法教育研究センターを設立し、現地において日本法教育を行い、今日では多くの留学生を名古屋大学に受け入れて、熱心に教育支援をしているのは、その淵源は室井先生の献身的な努力によるものであり、また私たちの仕事は、その衣鉢を受け継ぐものです。

同時に、室井先生が開拓したアジア諸国の法学者との共同研究は、名古屋大学のみならず、日本のアジア諸国法研究の礎ともなっているのです。



明の十三陵。前列中央室井先生

# 「アジア比較法学の新たな担い手」の一人として

「アジア比較法学の新たな担い手たち」を全体テーマとして2024年1月27-28日開催されたCALE Annual Conference 2023では、「アジア体制移行国の行政救済法の展開：監督から救済へ？」と題したシンポジウムが開かれ、中国・ウズベキスタン・モンゴル・カンボジアの研究者・実務家より報告がなされました。そこでは、アジア比較法学の新たな可能性が示されるとともに、日本の課題も浮き彫りになりました。



名古屋経済大学  
法学部准教授

松本 未希子

## ■アジア比較法学の新たな可能性

日本の比較法学は欧米諸国との比較が主流であり、アジア諸国、その中でも特に体制移行国といわれる国々との比較研究は多くありません。法整備支援や実務家との交流を通じてこれらの国々の法制度が紹介されることもありますが、その場合、多くは民商事法に関心が向けられてきました。そうした中、本シンポジウムがアジア体制移行国の行政法に焦点をあてたことは、地域と法分野の二つの点において日本のアジア比較法学の新たな可能性を切り開くものといえます。

また、本シンポジウムは、すべての報告が名古屋大学出身者により日本語で行われたという特徴を有していました。日本語が堪能なだけでなく、日本の社会状況や法制度についての知識も有する者によって行われた各報告は、単に自国の状況を日本語で紹介するものではなく、日本と自国の歴史的背景や社会状況の違いを踏まえた上で考察を行っており、今後の比較研究のさらなる発展について多くの可能性を秘めたものでした。

## ■今後の課題

本シンポジウムがこのような新たな可能性を示すことができたことは、名古屋大学法学研究科やCALEの長年の取り組みの成果であり、稲葉一将教授は、人材育成から「国際的な共同研究へと発展できる段階にまで到達した」と評しています（法律時報96巻12号77頁）。日本の法整備支援が新たな局面を迎えていることは、関係者の間において概ね共通認識となっており、2024年12月に行われた第25回法整備支援連絡会（法務省法務総合研究所とJICAの共催）においては、「支援から共同研究へ」という流れが今後の目指すべき方向性として話題になりました。

た。しかし、そのような移行を無事に遂げるには、日本の側にも克服すべき課題があるように思われます。それは、アジア比較法学の担い手の圧倒的不足です。

各報告者の指導教員であった市橋克哉教授は、法整備支援の経験を通じて、「日本の比較行政法は、従来のワン・ウェイの受信型から、インタラクティブな発信型へと進化することになるだろう」と述べていました（国際開発研究20巻2号41頁）。ここでいう「発信」とは、ドナーである日本がレシピエントに対し自国の法を「見本」として提示することを意味しています。しかし、この「発信」は、日本法の知識さえ有していれば誰でも行えるというものではありません。本シンポジウムにおいて各報告者が行っていたように、日本法を「発信」する際も、日本の法制度や法理論を単に外国語に翻訳するだけではなく、相手国と日本の制度や理論の違いがいかなる歴史的、経済的背景によって生じているのかを整理した上での「発信」をしなければ、そうした違いの先にある「メタ理論」の考察を行うことはできないからです。そうした「発信」を行うために、相手国の法制度、歴史、経済状況等に関する幅広い知識が必要となることは言うまでもありません。

これまで体制移行諸国の学生の指導や法整備支援に携わってきた方々は、必ずしもそれらの国々の法の専門家ではありませんでした。しかし、次の段階へ進むためには、こうした国々の法を専門とする日本側の人材育成がいずれ必要不可欠になると考えます。名古屋大学法学研究科やCALEの長年の取り組みの成果が本シンポジウムに表れたように、人材育成には20～30年という長い時間がかかることに鑑みると、そうした日本側の人材育成は今すぐ考えなければならない喫緊の課題です。

こうしたアジア比較法学の重要性にも関わらず、この分野に対する学界の関心は高くありません。人材育成を行うためには、学生や学界の関心を引くことが重要であり、私たちは、アジア比較法学の可能性を示すだけでなく、その有益性、有効性を、具体的成果をもって示していく必要があります。私も「アジア比較法学の新たな担い手」の一人として、自分の研究を通してそれを示していきたいと思っています。

## サマースクール「アジアの法と社会2024」 アジア諸国における検察官の役割



名古屋大学  
大学院法学研究科  
特任講師

傘谷 祐之

2024年8月19日・20日に、サマースクール「アジアの法と社会2024」を開催しました。テーマは「アジア諸国における検察官の役割」です。まず、8月19日午前の部では、山下拓郎・法務省法務総合研究所国際協力部教官に日本の検察官について、末道康之・南山大学教授にフランスの検察官について、竹内大樹・舞鶴工業高等専門学校助教に社会主義国の検察官について、それぞれ講義していただきました。続いて、同日午後の部では、名古屋大学の大学院生や、

名古屋大学日本法教育研究センター学生・修了生らが、ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジア・ラオスの学生の目から見た検察官のイメージについて報告し、その後に参加者との意見・感想交流を行いました。そして、8月20日午後の部では、ウズベキスタンなど5か国それぞれで大学教員や弁護士として活躍している5名の方に、各国の検察官の役割と、それに関する改革の動向について、講義をしていただきました。

前年同様オンラインで開催し、延べ121名の参加がありました。サマースクールを共催していただいた国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法学研究科、および、ご後援いただいた独立行政法人国際協力機構（JICA）、愛知県弁護士会、公益財団法人アジア刑政財団をはじめ、ご協力いただいた皆さまに感謝申し上げます。

## サマースクールにて 「モンゴルの検察官について」



モンゴル国立大学  
法学部講師

バトオルシフ・  
ソドゲレル

2024年8月のサマースクールでは、「モンゴルの検察官」について報告しました。その内容は、検察官の種類と検察官になる方法、検察官の権利義務、検察庁の構造などでした。

モンゴルの検察官は、検事総長、次長検事、検事正及び検事に区分されます。このうち、検事総長及び次長検事は、モンゴル大統領が国会と協議の上、6年の任期で任命することとなっています。その他の検事は、検事総長が任命しています。司法試験（法律家試験）に合格し、検察庁で2年間、

または法律事務所などの法律機関で3年間勤務した者に検察官になる資格が与えられます。しかし、検察官の採用試験というものは存在せず、実際、検察官の採用はすべて検事総長が行っています。

検察官の権利義務は、基本的には日本とほぼ同じく、行政違反事件・刑事事件の調査と捜査、刑罰の執行監督、及び国家を代表して法廷に立つことです。ソ連型検察官の「一般監督権限」については、モンゴル検察官は現在この権限を持っていません。

検察庁は、現行憲法下ではモンゴルの司法機関の一つとみなされています。検察庁は基本的に、国家検事総局、首都検事局及び県検事局、ならびに区検事局及び村間検事局から構成されます。検察庁に関しては、検察官一体の原則は日本と同様に機能しています。

最後になりますが、サマースクールで報告をすることになり、その準備や報告中の質問、他の発表者の報告のおかげで、比較法の新たなポイントに気づくことができよかったと思います。

# 参加することが第一歩。 その後に進もうとする第二歩目が大事



法務省法務総合研究所  
国際協力部教官・検事

山下 拓郎

## ■ 今も昔も変わらぬ価値

私は、2010年8月、CALEのサマースクールに参加しました。当時、慶應義塾大学に所属していた私にとってこのサマースクールは、夏休みの小旅行的な気分を味わうものとして、学びの場として、さらに、アジア諸国の留学生との交流の場としても有意義なものだったと記憶しています。

それから14年ほどの月日が流れ、2024年のサマースクールでは、法務省法務総合研究所国際協力部(ICD)教官として、「日本の検察官の役割」について講義を担当させていただき、さらに、サマースクールの全日程に参加しました。

参加者は、全面オンラインでありながら、アジア諸国の留学生との意見交換の場は残っており、同世代の異なる国の人と法律の議論を交わす貴重な機会は、今もなお変わらぬ価値として残っていることに懐かしさを覚えました。

## ■ 久しぶりのサマースクール

学生の頃は、まさか講義をする側として名古屋大学に足を踏み入れることになるとは思っていませんでした。

久しぶりのサマースクールは、オンラインでの実施になっており、講師の私と学生の方と対面で意見交換ができる機会はありませんでした。

私個人の実感ですが、オンラインは、講義をするだけであれば非常に便利です。

実施側は、画面に映る範囲内だけ会場を整えれば良いですし、聴講側も、自宅からアクセスできる上、カメラを切れば、どのような態度で講義を受けてもおとがめなしだからです。

ただ、交流の場としては、使い勝手はあまり良くはなく、何よりも、休憩時間中に他の参加者と雑談ができません。参加している学生同士が打ち解ける機会がやや弱くなったのではないかと少し寂しく感じた気がします。

貴重な学びの場であり、同じ分野に興味を持つ

学生(留学生を含む)が参加するイベントですので、もっと交流の場を増やす策はないかと思った次第です。

## ■ これからが重要

CALEのサマースクールは、学生や若手実務家など、若い世代の方々にとって、アジア諸国の法制度を比較検討できる素晴らしい学びの機会です。

私自身、今回のサマースクールで、フランスの検察や、社会主義国家の検察の話を聞き、非常に勉強になりましたし、アジア諸国の学生等の発表を聞いていても、勉強になることがありました。

このような学びの場としての価値は、相変わらず健在であると思います。

もっとも、このサマースクールに参加して、その後は特に何も参加しないということは非常にもったいないと思います。

このサマースクール自体、毎年テーマが変わりますので、毎年のように参加すること自体に価値があります。

私自身も学生の頃、どのようにすれば将来的に法整備支援に関わることができるのかと悩んだ時期もありますが、結局、各種イベントに参加して、法整備支援の第一線で活躍している人との人脈を作ること、法整備支援分野に興味を持つ同世代の学生(アジア諸国の留学生を含む)との関係性を作ることが重要です。

その意味で、サマースクールに参加することが第一歩であり、その後継続的に法整備支援関連のイベントに参加することが第二歩目になると感じています。

私自身、学生の頃知り合った名古屋大学の留学生と連絡先を交換し、今もなお連絡を取っている方もいます。このように異なる国の学生が今後続くような関係性を構築するきっかけになることも、サマースクールの価値であり、それが実現できるプログラムが今後展開されることを期待したいと思います。

また、学生、若手実務家の皆さんも、ぜひ、サマースクールをはじめ、「法整備支援へのいざない」(法務省法務総合研究所主催)、「法整備支援シンポジウム」(慶應義塾大学主催)など、複数のイベントに積極的に参加して、法整備支援分野についての理解を深めるとともに、この分野での人脈を構築していただきたいです。

## モンゴル司法アカデミーの研究者と裁判官が 名古屋に訪問した7日間

モンゴル司法研修研究情報アカデミー（以下、「司法アカデミー」）では、2024年10月19日から25日にかけて、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（以下、「CALE」）との協力覚書に基づき、モンゴルの裁判官と司法アカデミーの研究者・職員を含む11名を日本での研修に派遣しました。

本研修では、名古屋大学法学部の藤本亮教授による「研究方法論」に関する講義を受講しました。本講義は、各国が自国の法制度を改善し、社会の急速な発展や変化に対応すべく法整備を進めることの重要性を再認識させるものであり、法学研究者にとって非常に有益なものでした。また、法整備において生じる課題の解決についての比較法学の必要性や、その方法論について、指針を提供していただきました。

さらに、名古屋地方裁判所にて、民事裁判の傍聴も行いました。これは、若手研究者や裁判官にとって、裁判所の文化や雰囲気、裁判官と市民との適切な関係性についての理解を深める貴重な機会となりました。加えて、オンライン裁判の観察では、現代的な裁判制度の一端に触れることができました。

現在モンゴルでは、競争法分野の法整備を推進し、消費者保護の仕組みを改善する必要性が高まっています。本研修では、愛知県弁護士会による「消費者団体訴訟制度」に関する講義も受講し、当該分野に関する理解を深め、今後の研究への意欲が改めて喚起されました。

本研修に参加する機会を提供し、法的知識、視点、経験への貴重な投資をいただいたCALEの皆様、すべての研究者・職員を代表して心より感謝申し上げます。（司法アカデミーの研究者一同より）

本研修では、日本の地方裁判所の活動について学びました。法廷で審理中の実際の事件に関する解説を受け、裁判官と意見交換を行う貴重な機会を得ました。

私は、ウランバートル市の第一審民事裁判所において12年間裁判官として勤務し、日々の裁判では当事者の「権利平等の原則」を遵守し、双方が法律に基づいて倫理的に議論するための支援に努め

ています。そのため、裁判官が訴訟手続きの進行状況を記録し、その内容を当事者にも共有するという日本の裁判所の取り組みが非常に興味深く、参考になりました。

さらに本研修では、研修員の側から、モンゴルの司法制度の現況について名古屋大学の教員・学生に紹介し、講義するという機会もあり、質疑応答では意義深い議論が行われました。

モンゴル国ウランバートル市第一審民事裁判所判事  
アディヤフー・サラントヤ

本研修プログラムでは、名古屋地方裁判所での民事裁判を傍聴し、また現役裁判官との「裁判の透明性」に関する意見交換の機会を得ることができました。この経験は、日本の法制度、特に現在進行中の司法制度の改革、とりわけ司法制度のデジタル化に関する理解を深めることができ、非常に有益なものでした。

また、本研修プログラムには、私から名古屋大学の教員・学生を対象に、「モンゴルにおける行政裁判所の審査範囲」について発表することも含まれていました。この際の名古屋経済大学法学部の市橋克哉教授をはじめとする教員・学生との意見交換は、非常に名誉ある経験となりました。

今後、この協力関係がさらに発展し、より多くのモンゴルの裁判官や研究者が本プログラムに参加し、知識と視野を広げることを切に願っております。

モンゴル国行政控訴裁判所判事  
ガンバット・ムンフトウルガ

【原文はモンゴル語。翻訳：】

・名古屋大学大学院法学研究科 修士課程2年 バトバヤル ガンゾル  
・名古屋大学大学院法学研究科 修士課程2年 ツェレンチョント ツェレンミヤダグ  
・CALE研究員 スフバートル モロム

【日本語チェック：】

・CALE研究員 松山聡史



名古屋大学CALEアゴラの前にて

# 比較社会ワークショップ・教育編



名古屋大学大学院  
法学研究科  
博士後期課程2年

ピラチャン  
ソムサワット

CALEでは新たな試みとして比較社会ワークショップを開催しました。ワークショップの第1弾として、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、そしてラオスの4カ国の教育制度を比較しました。教育制度の比較は2回に分けて実施しました。第1回は2024年10月18日に学校教育制度をテーマに比較し、第2回は2024年11月27日に大学入試をテーマにワークショップを開催しました。ワークショップは対面・オンラインでのハイブリット形式での開催ということもあり、たくさんの方に参加していただきました。

## ■ 4つの教育制度

今回の教育制度比較の対象4カ国のうち、モンゴル、ベトナム、ラオスの3カ国は小学校5年、中学校4年、高校3年の5・4・3年制の教育制度をとっています。同じ5・4・3年制でもこれら3カ国の義務教育期間は全て違ってきます。それぞれの義務教育期間は、ベトナムが小学校の5年間のみ、ラオスは小学校、中学校の9年間、そしてモンゴルでは小学校、中学校、高校の12年間全てが義務教育としてそれぞれ定められています。一方で、ウズベキスタンは小学校4年、中学校5年・高校2年の4・5・2年制であり、小学校から高校までの11年間で義務教育と定められています。

## ■ そこに愛はある？

今回の教育制度比較の1つの項目として各国の教育目的を比較しました。各国の教育目的はそれぞれ違った表現ですが、その共通の目的として、国民の道徳的価値観、教養ある国民の育成などです。その中で、1つの重要なキーワードとして「愛国心」教育があります。それぞれ「愛国心」を育むことは各国の目的となっはいるもののその程度が大きく違っていました。特に「愛国心」教育に重点

を置いていたのは、ベトナムとラオスの2カ国です。これら2カ国の共通点としては社会主義体制を維持している点です。これら2カ国の「愛国心」教育は教育目的だけでなく、学校習慣・科目の内容にも表れています。例えば、学校習慣においては2カ国とも月曜の朝と金曜の授業後に全校集会があり、国旗掲揚、国歌斉唱を行います。また、4カ国のうち、ベトナムとラオスは軍事訓練・軍事教育を1つ科目として実施しており、「愛国心」教育がウズベキスタンとモンゴルに比べて強いと言えます。



ラオスの小学校での国旗掲揚の様子  
(出典：World Vision Laos より)

## ■ 大学に入るには？

第2回ワークショップでは大学入試について比較し、ウズベキスタンとモンゴルは全国共通試験を実施していることがわかりました。ただし、モンゴルは共通試験後に個別試験を実施する大学もあります。一方のラオスとベトナムでは全国共通試験の実施はしておらず、各大学が実施する個別試験に合格することで大学に入ることができます。

こうしてみると、教育制度においてはウズベキスタンとモンゴル、ラオスとベトナムがそれぞれ似ていることがわかります。CALEでは今後も比較社会ワークショップを企画しておりますので、機会があればぜひご参加ください。

## 日本と中央アジアにおける国際仲裁-主要トレンドと考察



中央アジアアメリカン大学  
准教授  
CALE外国人研究員

アレンキナ・ナタリア

国際仲裁は、しばしば紛争解決のための普遍的な手段であると考えられている一方で、歴史的・文化的・法的背景による地域的な差異もあります。では、日本や中央アジアでは、どうでしょうか。どのような共通点や差異があるのでしょうか。アジアの仲裁制度改革は、現在どの段階にあるのでしょうか。

これらは、2024年12月18日にCALEが主催した国際ワークショップ“INTERNATIONAL ARBITRATION IN JAPAN AND CENTRAL ASIA: Recent Trends in Commercial Dispute Resolution”の参加者の問いです。

本ワークショップでは、CALEセンター長の村上正子教授が開会挨拶を務め、法学研究科のダフロンベック・ウバイドゥラエフ助教が司会を務めました。

### パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、まず同研究科の横溝大教授が、強行規範の役割に焦点を当てつつ、国際商事仲裁と公益の関係について報告しました。ここで興味深い概念は、国際仲裁が第三者の権利や広範な社会的利益を自律的に考慮するシステムの構築を指す「国際仲裁の憲法化」でした。

次に、筆者が、2022年に国内裁判所の危機的状況に应运導入された、キルギスの税務仲裁イニシアティブを紹介しました。ここでは、和解可能性や仲裁費用の負担など重要な問題が未解決であり、また取消しの仕組みがないために、司法へのアクセス、特に弱者保護に関する懸念があることを指摘しました。

カスピ社会大学(カザフスタン)のスベトラナ・モロズ教授は、カザフスタンの国際商事仲裁が二重の規制システムから単一の法律へと移行した経緯と、UNCITRALモデル法との整合性を検討しました。国家当局、銀行、マイクロファイナンスが関与する紛争への仲裁人の管轄権や、状況の変動

による再審査に焦点が当てられました。さらに、アイグル・チカネエワ氏(法学修士、カザフスタン)が、UNIDROIT原則の仲裁への適用の可否について報告しました。結論としては、カザフスタンの場合、仲裁人は、準拠法が合意されていない場合に限り、国際商事仲裁でUNIDROIT原則を適用できるとのことでした。

その後、法学研究科博士後期課程在籍で、ウズベキスタン法務省上級コンサルタントも務めるファルーフ・トゥイチエフ氏は、国際仲裁における第三者資金提供(TPF)の台頭について検証しました。同氏はTPFの明確な利点を挙げつつ、金融投資家が参加する場合の潜在的な利益相反、開示義務、TPFに関する各国の規制枠組みなど重要な懸念事項を指摘していました。

最後に、エマ・ポトツニック氏(VIAC CANディレクター)は、ウィーン国際仲裁センター(VIAC)の様々な特徴を紹介しつつ、日本・中央アジアの当事者との関係について説明しました。

全ての報告の後、法学研究科博士前期課程に在籍し、ウクライナAGAパートナーズシニアアソシエイトでもあるドミトロ・イゾトフ氏が各報告を整理し、今後の方向性を示しました。商法と仲裁は時代や国境を越えるものであり、学術的にも実務的にも探究の余地が大きい分野であることが強調されました。

### 本ワークショップから得られたもの

参加者の多様な視点への敬意と、示唆に富む発言によって、本ワークショップは印象深いものとなりました。本ワークショップの充実は、日本と中央アジアにおける仲裁の重要性の高まりを示すものと言えるでしょう。

[原文は英語。翻訳者：松山聡史(名古屋大学法政国際教育協力研究センター研究員)]



# 「はて？」の果て ～モンゴル短期派遣を通じた「では？」～



名古屋大学法学部  
学部1年

大曽根 壱哉

## ■ 短期派遣の感想

モンゴル短期派遣では、学生交流、裁判所・弁護士事務所への訪問、文化体験など、すべてにおいて一瞬一瞬が貴重な経験でした。

学生交流では、両国のデジタル問題について扱い、発表や意見交換をし、モンゴルのデジタル分野の強さを知りました。オンライン裁判、裁判記録のデータベース化など、法に関する分野にもデジタルが浸透していました。同時に紙の併用もしており、緊急時・災害時のバックアップ体制や、

子供や高齢者を含めた多くの市民に寄り添う仕組みになっていたことが印象的でした。

私の興味のある「防災・減災」との関係では、JICAで伺った「活断層が発見されたものの、法律や制度の面が追いついていない」というお話が印象的でした。派遣期間中も様々な道路や建物の工事が行なわれており、まちづくりの途上であると感じました。日本は災害大国として、法やその運用の面で還元できるものがあるのではないかと考えました。

また、派遣前の「モンゴル法入門」の講義で学んでいた憲法・行政・民事裁判所については、前提知識があったことで、過去との比較や最近の動向について踏み込んで伺うことができました。

日本について学ぶ前にモンゴルの法や政治について学んだため、これが私のスタンダードになるのだと思います。今後、知らないことやわからないことに直面した際に、モンゴルで学んだことを踏まえ「はて？」で終わらず、反対に「では？」と、比較し問いつづけたいと思います。



モンゴルの学生に日本のデジタル問題を説明する様子

## 悠久の大地での貴重な経験



名古屋大学法学部  
学部1年

谷口 こころ

モンゴル短期派遣ではモンゴル国立大学の学生と交流しました。私たちは日本のマイナンバーカードを、モンゴルの学生の人たちはモンゴルの e-Mongolia（モンゴルのマイナンバー制度）を発表し、議論しました。モンゴルの学生は e-Mongolia により汚職を防ぐことができることをメリットに挙げていました。驚いた点はモンゴルの人々は政府や行政を信用しているということです。日本では、デジタル化を進める政府や行政に対して批判的に捉える人が多い一方、モンゴルではデジタル化をすることで汚職が減り、よ

りクリーンになると考えている人が多いそうです。このようにデジタル化に対しての捉え方が国によって正反対である理由や背景が気になりました。また日本は先進国であるのにも関わらず、行政のデジタル化が他国と比べて大きく遅れていると痛感しました。

そして、この短期派遣でモンゴルの裁判官や弁護士の方に直接お会いしました。お会いした裁判官や弁護士の皆さんは日本の法曹三者と同様に自分の仕事に誇りを持っているように感じました。そして法曹の職業はリーガルマインドを意識するだけでなく、心を大切にしなければならないということを教えていただきました。この言葉はモンゴル短期派遣を通して一番印象的でした。弁護士としての使命を感じ、胸を打たれました。この一連の訪問と出会いにより、一層法曹への道に興味を持ちました。

モンゴル短期派遣では日本では味わえない貴重な経験をする事ができました。この経験を自分の将来の目標に活かしたいです。



モンゴルのテルジ公園の亀石にて

## オンライン日本法講師体験を通して

名古屋大学 法科大学院  
既修2年

伊藤 大輔

私が、このプログラムに申し込んだきっかけは、第一に、海外の現地にいる大学生と交流できる機会があること、第二に、普段の勉強している法律の知識を用いて講義する機会があること、の2つでした。これらのことは、大学の自習室で勉強していても、なかなか体験できることではありません。そのため、講義案の企画段階から、なるべく学生と話す機会を持つようにすること、日本法の面白さを伝える

られるようにすること、をイメージしていました。

私は、モンゴルの5年生向けの民法の授業（テーマ：錯誤）と、ウズベキスタンの3年生向けの憲法の授業（テーマ：人権総論）で、講師体験を行いました。講義では、なるべく基礎的な概念や、条文の趣旨からの説明を心がけました。すると、事前の想定では「この箇所は、難しいところかもしれない。」と思っていた箇所を、学生がスラスラと答えたり、逆に、私の説明の曖昧模糊な部分を指摘されたりして、私が学生に「教える」どころか、私が学生に「教えられる」シーンもありました。最終的には、非常に闊達な議論の中で、講師体験を終えることができました。

現地の学生と交流をする、という目的は達成できましたが、その過程で、様々な学びがありました。法的な学びとしては、講義のテーマとして扱った日本法について、学びを深められたこと、現地の法律と日本法の違い（例えば、民法の「取消し」と「無効」）を学んだことがあります。また、講師体験では、授業見学やスタッフの皆様のレクチャーを受けて、授業運営の観点からのアプローチについても学びがありました。結果として、プログラムを通して、この上ない経験ができました。

## オンライン日本法講師体験 体験談と参加のススメ



名古屋大学  
法科大学院  
既修2年

小板橋 龍正

私は学部時代から名古屋大学が行う教育分野での法整備支援に興味があり、CJLの教育について詳しく知りたいと考えて本プログラムへの参加を決めました。

私はウズベキスタンの学生に夫婦間の財産制度について講義をしました。事前の模擬授業の段階では日本民法の条文の内容をざっと説明するだけの講義をしました。それでは聴講してくれた留学生には理解してもらえませんでした。そこで、ウズベキスタンからの留学生の協力を得て現地の制度を調べてみると、日本とウズベキスタンは制度の

根本部分が異なることがわかりました。本番の授業ではその点を対比して強調したことで、学生の理解に繋げることができたと思います。CJLの学生に法律を説明するには、その国の制度の前提と日本の制度の前提にズレがないか、あるならばそれはどのようなズレなのかを教える側が認識して言語化する必要があることを、今回の体験を通して感じました。

振り返ってみると、講義本番だけでなく、その準備の過程で日本の法制度をアジア各国の法制度と比較したり、アジア各国の留学生と交流し彼らに協力してもらいながら講義の内容を考えていくプロセスも非常に面白く貴重な経験になったと思います。このプログラムを通じて、アジア各国の学生や法律をより身近に感じることができ、法整備支援に携わる面白さも実感することができました。ぜひ今後も多くの人がこのプログラムに参加して、様々な国の学生との交流や法制度の比較を楽しんでほしいと思います。

# 努力が報われるとき

## 京都国際文化協会エッセイコンテストで 私の国の文化についての考えを発表



名古屋大学大学院  
法学研究科  
修士課程1年

ショディヨロフ  
オタベク

ある日、CALEの先生から、京都国際文化協会（KICA）が主催する第47回（2024年度）の日本語エッセイコンテストに関するお知らせが届きました。私はエッセイを書くことができる自信が全くなかったため、その時点では「エッセイを書くための才能が必要だから、自分にはそれが無いから無理だ」と考え、応募しようとは思いませんでした。「どう頑張ってもエッセイを書く才能がないから最優秀者はともかくとして優秀者にも選ばれる可能性すらない」と思い込んでいたのです。しかしその後、「才能がなくても、挑戦してみたほうがよかったのではないかと後悔しました。締め切りが過ぎてしまったため、その時は何もできませんでした。どこか心の中で未練が残っていました。ところが、2日後に先生から「この件、今日までであれば、申し出を受け付けますが、希望者はいますか」という連絡が届きました。それを読んだ瞬間、これは私に与えられたチャンスだと思って迷うことなく応募を決意しました。「才能は努力で身につけられる。成功は才能だけで決まらない」と信じて、そのことを自分自身で確かめたかったのです。だから、このエッセイを書いたのは、優秀賞を狙うためではありませんでした。ただ、全力を尽くして自分がどこまで辿り着けるのかを知りたかったのです。

2024年第47回のエッセイコンテストのテーマは「私の国の文化」でした。何を書けばいいかと考えたとき、日本にある同志社大学に留学したとき、ウズベキスタンでの普通という感覚は日本では異なる場合があったことを思い出しました。そのため、ウズベキスタンの多民族国家としての価値観

と、日本の単一民族国家としての背景を比較し、多様性と均一性のある環境が人々の考え方にどのような影響を与えるのかを考えました。そこで、多民族国家と単一民族国家の違い、外見や言語の違い、歴史的背景などについての意見を書きました。また、「アイデンティティ」についても深く考えました。「自分自身のアイデンティティとは何か」「文化が人々の考え方にどう影響を与えるのか」を改めて考え、いわゆるハーフや外国人などについて既存の見方などを書いて提出しました。

2024年10月に優秀賞 5 編に選ばれたことは嬉しさ極まりありませんでした。ここまでこられたから、最後まで全力で頑張ると思い切りました。そして、11月17日に口頭発表のために京都へ行きました。他の4人のエッセイが興味深かったため、口頭発表が終わったときそれぞれの国の文化について話が弾みました。そして、最優秀者に選ばれ、胸が熱くなり、私の努力が報われたと思いました。このエッセイを書こうと思ったきっかけと、この結果に至った努力が私の考え方に大きな影響を与えました。自分には無理だと思い込まず、まずは一步を踏み出してみることが大事であることが分かりました。努力と指導があれば、誰にでも可能性は開けるのだと信じています。支えてくださったCALEの先生方に心から感謝しています。



11月17日の口頭発表

## 在カンボジア日本法教育研究センター(CJLC) 同窓会開催



国土整備・都市計画・  
建設省トレーニングセンター  
副部長

ジア・シュウマイ

在カンボジア日本法教育研究センター(CJLC)同窓会の卒業生は第1期生から12期生まで計90名、在學生は1年生から4年生まで計55名おります。2025年1月25日に開催されたCJLCの同窓会の集いは、卒業生および在學生の交流の場として意義深いイベントでした。今回、ハップ・パルティ副学長(王立法経大学代理、名大修生)、メン・コンケア先生をはじめとするCJLC講師陣、寄贈者、卒業生および在學生を含め45名が参加しました。

同窓会では、主に二つの活動をしました。第一に、図書室への寄贈品の提供、そして図書室の清掃活動です。具体的な寄贈品は、書籍100冊、時計、電子レンジであり、これにより学習環境の改善が期待されます。第二に、同窓会の一環として、卒業生によるシェアセッションが行われ、それぞれの経験と知識が共有されました。

①第7期生のクム・カエマリー氏(所属：日本企業、業務内容：契約書のレビュー)：契約書のレビューにおいては、言語力が非常に重要であるとの指摘がなされました。

②第8期生のディー・パーヌット氏(所属：横浜国立大学修士課程2年生)：裁判例を読む習慣と分析が重要であり、特に日本の民法との類似点を理解することが深い学びにつながると述べられ、学業を続けることによって得られる成長についても触れました。

③第10期生のヘイン・ソマリン氏(カンボジア司法省付属JICA事務所、業務内容：通訳・翻訳)：簡潔でわかりやすい通訳・翻訳の重要性が強調され、実務を通じて留学テーマを見つけることができるという経験が共有されました。

④第1期生のスリン・シム氏(所属：王立法経大学、

講師)：大学講師としての経験が語られ、特に博士号取得の重要性や、海外留学の価値について言及されました。

⑤第4期生のルイ・ソヴォッティ氏(所属：シアヌークビル州第一審裁判所、業務内容：書記官)：書記官試験の概要として、筆記試験や面接試験の内容、試験後の研修について説明があり、現場で担当している刑法に関する判例ドラフト作成についても触れました。

⑥第6期生のチウー・サッチャー氏(所属：AMARA Law Firm、弁護士)：弁護士業務の広範さについて言及し、弁護士資格取得に必要な試験合格または宣誓について説明がなされました。また、クライアントを自ら見つける必要性和、他の実務家との連携の重要性が強調されました。

⑦第4期生のプー・ソティアロット氏(所属：経済・財務省、契約職員)：海外奨学金をマッチングするアプリについて紹介しました。

⑧第1期生のジア・シュウマイ(筆者)(所属：国土整備・都市計画・建設省、公務員)：法令検索サイトの紹介が行われ、同省における業務内容について触れられました。

本同窓会は、参加者が経験を共有し合い、相互に学び合う貴重な機会でした。また、図書室への図書等の寄贈を通じて、学習環境の向上にも貢献することができました。特に、卒業生たちの職務経験に基づいたコメントやアドバイスは、在學生にとっても有益なものであり、今後の学びやキャリアに対して大いに示唆を与えました。今後もCJLCは、学生及び卒業生の成長を支援するため、同様の活動を継続的に行うことが望まれます。



CJLCの集いの記念写真

# 2024年度「多様性」という難題に挑戦する アジアの未来の法律家のセミナー

ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアの4つの日本法教育研究センターより、選抜された19名の学生が来日し、2025年2月17日から28日の約2週間、名古屋にて短期セミナーを開催しました。滞在中、新潟大学の栗田佳泰教授による憲法講義、名古屋経済大学の白出博之教授による刑事裁判講義、TMI総合法律事務所名古屋オフィス尾形和哉弁護士および白井紀充弁護士による海外と関わる弁護士業務に関する講義、名古屋大学の村上正子教授による民事訴訟法講義を受講しました。また、名古屋家庭裁判所調査官の講義を受けた上で同裁判所に訪問し、模擬審判を実施しました。そして、名古屋刑務所、十六銀行、ソミックマネジメントホールディングスへ訪問したり、学年論文発表会に加え、政治と宗教に関するディスカッション、ホームステイの体験もしました。寒さに慣れない国の学生にとっては困難もありましたが、他国の学生との交流を通じて多くのことを学べたようです。本セミナーにご協力いただきました皆様には、心より感謝申し上げます。



## CALE外国人研究員紹介



### グエン・トゥー・トゥイ (Nguyen Thu Thuy)

ハノイ法科大学・講師

2024年6月3日～2024年8月30日

研究課題／低技能労働移住のガバナンス-ベトナムと日本の技能実習生制度を事例として



### バイ・ソン・ゴック (Bui Ngoc Son)

オックスフォード大学・教授

2024年3月29日～2024年4月29日

研究課題／法と開発：日本のエンゲージメントモデル



### アレンキナ・ナタリア (Alenkina Natalia)

中央アジアアメリカン大学・准教授

2024年10月1日～2024年12月27日

研究課題／比較法的観点での司法における私と公の相関関係（中央アジア諸国の例を用いて）

## 睿智に満ちた学者・偉大な思想家を記念して ～森嶋昭夫先生の指導の下で～



中国社会科学院  
法学研究所  
教授

于 敏

### 1. 森嶋先生の弟子になったこと

私は1993年3月に名古屋大学大学院に入学した森嶋先生の弟子で、中国社会科学院法学研究所の研究者です。

初めて森嶋昭夫先生にお会いしたのは、1979年に、先生が日本文化科学界代表訪中団の一員として中国社会科学院を訪問されたときのことです。それ以来、加藤一郎先生を団長とする民法・環境法訪中団の一員として、あるいは日中両国政府間のフォーラムと学術シンポジウムに参加するため独自に法学研究所を訪問される度に先生にお会いすることができました。先生の博識と睿智、広い胸懷、人の世の未来を見据えた思考と創造力、人の身になって問題を紐解き解決の道を示唆される優しさを持った偉大な人格に深く感銘を受け、そのお人柄が私の脳裏に深く刻み込まれました。

### 2. 博士論文テーマの決定

大学院に入学した当初、私が考えていた論文テーマは「過失相殺と損害の公平な分担」でした。当時の中国では、被害者に交通規則に反する行為があった場合、賠償を受けるべきではないという主張がありました。その誤った認識の是正に資することが、上記の論文テーマを選んだ理由でした。

私の考えを理解された後に、森嶋先生は、まず私の問題意識を肯定したうえで、次に、以下のような分析にもとづきご指導されました。

「まず、過失相殺は、不法行為法における損害賠償に関する一つの問題に過ぎず、特定類型のケースを処理する際に展開される法理は限られているため、理論的な記述において博士論文として必要な分量に達しない恐れがあること。

次に、日本の問題を取り上げるとなると、日本人の院生の論文と競うことになるので、博士号の取得に一定のリスクがあること。

最後に、何よりも重要な点は、自分自身が創造したいのは何かということでした。今日では、中国は改革開放の最中にあたります。計画経済から市場経済への転換という根本的な変革が進行していることに対して、君の専門分野からはどのような対応をなすべきか？」

そうだ！「市場経済への移行過程にある中国社会の不法行為法、さらには、私法全体の在り方はいかにあるべきか」という大きな根本的な問題こそ、自分が博士論文で追求すべき課題ではないかと悟ったのです。

### 3. 先生の身近にいられた六年

六年にわたる博士課程の間、先生のご指導の下で、ほとんど休むことなしに、私法の源であるローマ法から、ヨーロッパ諸国の民法の歴史と現状まで、日本と中国の近代民事立法動向の比較から、日本民法の本土（土着）化の歴史過程と現状に至るまで、深くして詳細な考察を行い、多くの資料を収集して、民事法の発展の流れを概観しました。先生が出張で東京へ行かれたとき、私は留守番を仰せつかり、森嶋研究室は、「于閲覧室」になり、一生懸命に書籍を熟読していました。その上で、中国社会の状況と立法の現状に照らし合わせ、変動する中国社会の問題にどのように対応すべきかを考えながら、博士論文の執筆を開始しました。

私法文化は、まさに全人類の共通財産の一部であり、先進的な法律文化を深く理解して初めて現実社会に現れた問題に対応できるのです。確かにそれは、温故知新のことでもありました。私は、世界各国の民事法の理論と実務の中から、次第に私法の分野でどのように中国社会の現実問題に対応すべきかを理解し、市場経済への転換過程における社会の不法行為法についての研究を深めて参りました。

### 4. 中国民法学者との提携

研究の進展に伴い、世界各国の民法はそれぞれ特

森嶋先生は北京へ会議に参加された際に、わざわざ時間を割いて、私の博士論文のことを含めて、民法、環境法の法律文化交流についての打ち合わせをするために、王先生のお宅に立ち寄られました。日中両国の民法学界の権威が、長時間にわたって親密に会談していたそこでの情景は、今でも頭に浮かびます。

森嶋昭夫先生が日本民法学界の数多くの学者を率いて、ベトナム、カンボジアやモンゴルなどの国に民事立法の法整備支援を行い、アジア諸国のために民事法律人材の養成に貢献されました。その著しい成果はそれらの国から歓迎され、賞賛されました。これにより、ベトナム、カンボジアなどの国から、先生に対して友好勲章が授与されました。これは世界的な規模における現代私法のグローバルゼーションの偉大な実践の一つであり、非常に重要な現実的意義と深遠な歴史的意義を持っているといっても過言ではありません。

王家福先生の思想と森嶋昭夫先生の理論と実践にはまったく同じようなエッセンスが見受けられ、この日中両国の民法学者による私法の性格と役割に対する認識は驚くほど一致していました。両先生は共

森嶋昭夫先生は、人の世の営みへの限りない愛情を持ち続け、平和を願っておられました。そのため、先生は一息つくことなく民事法の理論と実務について思考し、検討して、様々な市民社会と地球環境の課題に休むことなく対処され、常に私たちを叱咤激励されています。お命の最後の一瞬まで、忘れられないのは私法の整備と発展でありました。先生の偉大な人格は永遠にわれわれの心のなかに生きつづけ、先生の思想はすでに世界法律文化の一部として全人類の共有財産となりました。私たちは先生の遺志を継ぎ、先生から私法グローバルゼーションの使命を引き継ぎ、前進していかなければなりません。



CALE NEWS No.52 17



## ベトナム神童事件からみた ベトナムの知的財産制度 ～著作者の同一性保持権を中心に～

2005年は、ベトナムにおける知的財産保護に関する法制度の確立において、重要な転換点となりました。世界貿易機関加盟時(1995年)に求められた「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS協定)の知的財産権保護基準への準拠を契機に、ベトナムは2005年に知的財産法を制定しました。知的財産法の制定以来、社会や技術の変化、国際社会からの要請などに応じて複数回にわたる法改正が行われてきました。現行の制度はTRIPS協定やパリ条約、ベルヌ条約といった知的財産権保護に関する主要な国際条約が定める基準と整合性を保っているとされています(Dinh Huu Phi, Improving IP law in the context of international integration, Vietnam Law & Forum, 05/14/2022)。本稿では、ベトナム神童事件を事例に、現行制度における著作者人格権保護の仕組みを概観し、その問題点について検討します。

### 1. ベトナム神童事件(ホーチミン市人民裁判所控訴審2019年9月3日、774/2019/DSPT)

#### 1.1. 事実の概要

X(原告・被控訴人)は、2001年にY(被告・控訴人)の下で民俗漫画の漫画家として働き始めました。Xはベトナム神童という人気漫画シリーズを第78話まで創作した後、Yを退職しました。その後、Xは、YがXの許諾なく本件シリーズのキャラクターを改変し、第79話以降も引き続き制作・出版していたことを知りました。そこで、XはYに対し、著作者の同一性保持権侵害を理由に、本件漫画のキャラクターの改変および利用行為の差止めを請求しました。

#### 1.2. 判旨

控訴裁判所は、同一性保持権侵害の要件に関して次のように判断を示しました。すなわち、Yは職務著作物の著作権者として二次的著作物を作成する権利を有しているものの、著作者であるXの名誉や評判を毀損する形で著作物を変更又は歪曲することは

許されないとされています。本件では、Yは知的財産法19条4項に基づき、Xの同一性保持権を侵害したものと認められ、本件キャラクターの改変および利用行為の差止めを命じられました。

### 2. ベトナム神童事件からみたベトナムの知的財産制度

#### 2.1. 同一性保持権侵害要件

著作者人格権(氏名表示権、公表権、同一性保持権)は、知的財産法19条1項から4項により保障されています。同法19条4項は、著作者はその著作物の同一性を保持する権利を有し、その名誉や評判を害する形での著作物の変更、切除を受けないと規定しています。この規定に基づき、同一性保持権の侵害要件として、「著作者の名誉や評判を害する改変」が必要とされます。ベトナム知的財産法は、1886年に採択されたベルヌ条約6条の2を基礎としており、同条約における同一性保持権の保護基準と足並みを揃えてきたといえます。

前述の「ベトナム神童事件」においても裁判所は19条4項の文言を忠実に適用し、著作者の名誉と評判を損なうような方法で著作物を改変してはならないと判断しました。しかし、判決においてその結論を導き出す際に、当該裁判所は著作者の名誉と評判への侵害について一切触れず、「著作者の同意なし」という点のみを根拠に同一性保持権侵害の成立を認めました。つまり、實際上、裁判所が採用した侵害の判断基準は、第一に著作物の内容が改変されること、第二に著作者の同意がないこととされました。このように、著作者の社会的評価を減殺させるという客観的要素が排除され、代わりに著作者の同意という主観的基準が加えられました。このようなアプローチは同一性保持権の侵害判断をより容易にした一方で、法律条文の趣旨を十分に反映していないものといえます。

なお、ベトナムの知的財産法においては、同一性保持権の適用除外規定が置かれていません。確かに、



名古屋大学  
ベトナム日本法  
教育研究センター  
特任講師

ド・ティテフーン

著作物は著作者の感情や意図が込められて作成されたものであり、意にそわない改変を受けた場合、著作者が精神的苦痛を被る可能性があるため、その救済は必要と考えられます。しかし、同一性保持権は非常に強力な権利であるため、制限規定を一切設けていないベトナムの知的財産法は、著作物の利用や流通を阻害し、ひいては著作権法の目的に反するおそれがあります。

## 2.2. 職務著作との関係

次に、比較法的な観点から、ベトナムの職務著作制度について若干の考察を行います。

著作権法における権利付与の正当化根拠および著作者人格権保護に対する認識には、英米法系諸国と大陸法系諸国の間で大きな違いが見られます。この違いは、職務著作制度の在り方にも反映されています(上野達弘「国際社会における日本の著作権法—クリエイタ指向アプローチの可能性—」コピーライト52(613)、2012年、2-35頁を参照。)。まず、英米法系諸国では、著作権制度の主な目的は、著作者に著作物の排他的支配権を与えることで創作活動を促進し、最終的には一般公衆の利益を図ることにあります。このような目的のもと、著作権法は、著作物の経済的側面に重点を置いており、人格権の保護に関しては非常に消極的です。したがって、例えば、アメリカ法では、原則として使用者に著作権は帰属するが、人格権が認められていないため、いかなる者も著作者人格権を有しない状態になります(101条)。一方、大陸法系諸国では、事実行為として著作物を作成した自然人クリエイターの保護を重視し、人格権の保護を積極的に捉えています。そのため、ドイツやフランスでは、職務著作についても、従業者に著作者の権利(財産権と人格権)が原始帰属することになります。その結果、使用者が職務著作物を利用する際には、著作者人格権を行使されないために、従業者からの一定の同意を得る契約が必要となります。このように、大陸法系諸国では、契約による処理に関する議論や判例法理が豊富に蓄積されています。

ベトナムに目を転じると、知的財産法39条において職務著作制度が規定されています。具体的には、従業者が職務上作成した著作物に関して、使用者が著作財産権の帰属主体とされる一方で、使用者の指

揮監督下で創作活動を行った従業者等は人格権の帰属主体になります。さらに、同一性保持権は著作者の一身専属の権利と位置付けられ、著作権者である使用者に対しても譲渡が認められません(45条2項)。このように、同一性保持権は常に著作者に残存するため、著作権者は二次的著作物を作成する権利を保有しながらも、自由な改変が制約される状況が生じます。「ベトナム神童事件」判決と同様に、従業者Xは原著物の表現を変えて二次的著作物を創作した使用者Yに対して、侵害請求を行うことが可能です。実務において、契約上著作者人格権不行使特約を定めることで、同一性保持権侵害に関する当事者間の争いを回避できるかもしれません。しかしながら、人格権の帰属主体である従業者の同意がなければ、職務著作の創作に資金面での援助や資料・機材の提供等を行った使用者であっても、原著物の表現を改変できず、結果として事業遂行および著作物の利用に支障を来す可能性があります。

## 3. 結びにかえて

ベトナムの現行知的財産法は、著作権、特許権、商標権など、知的財産権全般の保護とその活用促進において重要な役割を担っています。しかし、本稿で指摘したように、人格権の保護および職務著作制度の設計に関しては、依然として課題が残されています。現行法には同一性保持権行使に関する権利制限規定が設けられておらず、クリエイターに過剰な優先的権利保護が与えられています。このような制度設計は、著作物の円滑な利用・流通を促進するという知的財産法の目的と矛盾し、結果として表現の自由や情報の多様性といった一般公衆の利益に反する可能性があります。そのため、著作者の利益と一般公衆の利益を総合的に考慮し、改変の可否をより公平かつ客観的に判断できる制度への見直しが望まれます。なお、現行制度の下では、著作者の恣意的な判断によって使用者の著作物利用が左右されるため、使用者が職務著作の創作に対して投資を行う意欲が低下する可能性があります。そこで、比較法的な観点を取り入れたさらなる研究を通じて、知的財産法の趣旨に適合し、著作者および利用者の利益を調和させる法制度を構築することが求められます。

# センター長便り

## 敬古新風



名古屋大学  
法政国際教育協力研究  
センター長

村上 正子

### 1. 今年度を振り返って

2024年度は、CALEにとって、また法整備支援にとって節目となる年でした。まず、日本政府に先立ってベトナムの民法整備に着手し、CALEの礎を築き、日本の法整備支援を先頭にたって引っ張ってこられた森嶋先生が昨年5月に逝去されました。そして30年を迎えた日本政府による法整備支援の活動を、今後どのように展開していくのか、それを改めて考え直すターニングポイントを迎えていると言えます。また、名古屋大学のアジア展開も大きな転換期を迎えています。2022年にグローバルマルチキャンパス構想が立ち上がり、それまで部局ごとにバラバラでやっていたアジア展開を一つにまとめて、名実ともに名大の目玉とすべく試行錯誤を重ねてきましたが、この4月からはアジア共発展部門として、その試みが実際に動き出すこととなります。これを受けて、CALE自体もこれまでの活動をふまえつつ、新しい風を起こそうと、様々な試みを始めました。幸い、法学研究科及びCALEが行ってきた人材育成の結果、多くの修了生が日本を含めアジアの各国で活躍しています。これまで、アジア法を専門とする研究者を中心に行われてきた研究を、これら修了生らとともに、アジアに共通する課題に向きあい、ともに議論していく、そして日本法の議論も発展させる、という試みは、その一つであり、今後のCALEの研究の柱として続けていきたいと考えています。

そのためには、アジア法研究者に加えて、いかにそれ以外の分野の研究者を巻き込み、CALEを拠点として研究の輪を広げられるか、そして日本人学生を含めた若い世代に、名大だからこその体験の機会を提供することが課題です。

この4月からは、法科大学院在学中にCALE研究協力員になり、オンライン日本法講師体験も経た木場さんと小板橋さんが、CJLカンボジアセンターとモンゴルセンターにそれぞれ法学特任講師として赴任することになっています。この理想的なルートを今後も維持していきたいと考えています。

### 2. 歴代センター長の退職にあたり

かつてCALEセンター長を務めた小畑郁教授(2014年から2017年)、藤本亮教授(2019年から2021年)が、今年度3月で定年退職されます。小畑教授の専門は国際法・国際人権法です。CALEのセンター長を務めた期間中には、現在のアジア法交流館が落成したり、各CJLセンターが10周年を迎えたり、CJLコンソーシアムを発足させたりと、精力的に活躍されました。また研究面では、大型の研究助成金を獲得され、その人脈を活用して世界各国から著名な研究者を招聘して国際シンポジウム(アニュアルカンファレンス)を開催され、書籍として公刊もされました。藤本教授は法社会学を専門とし、留学生を対象とした研究方法論の講義も担当されていたことから、多くの留学生を指導されています。センター長就任後ほどなくコロナ禍に入ったこともあり、1回しか海外に行けなかったとぼやいておられますが、在任中はオンラインを駆使して、来日のできないCJLの学生や留学生を熱心に指導され、コロナ禍の困難な時期を持前の陽気さとバイタリティーで乗り越えられました。この2人は非常に対照的なキャラクターではありますが、CALEに対する思いは、センター長を退任された後も熱く、CALEのイベントにはいつも参加してくださっていました。何より、現在は松尾CJLセンター長と2人で何とかこなしているCALE/CJLの業務を、お1人でされていたことには、つくづく頭が下がります。小畑教授は4月以降も、CJLコンソーシアムの会長として、引き続きCJLを支えて下さることになっています。

CALE/CJLの活動は、蓄積された伝統と多くの方々に支えられています。来年度も引き続きよろしく願いいたします。

# 法学版ブリッジ・エンジニアの活躍



名古屋大学  
日本法教育研究  
センター長

松尾 陽

## 1. 日本法教育研究センターの状況

今号からCJLセンター長が執筆する「センター長便り」欄が『CALE NEWS』の中に設けられることになりました。

2022年4月から、CJLは名古屋大学の組織再編により独立した組織となっております（詳しくは、『CALE NEWS』49号の特集「CJLの組織化とこれまでの実績」を参照）。3年が過ぎようとしておりますが、法学研究科・CALEと一体となって活動している点は変わりありません。

50号の記事でベトナムのハノイ・センターが日本の外務大臣表彰を受賞したことをお知らせしました。これに加えて、2024年度、モンゴル・センターも同表彰を受賞しました。

## 2. 今年度の修了式

各国のCJLでは、毎年6月あるいは7月に修了式が開催されます。2024年7月を終えたCJLの修了生の総数は469名に達し、500名に達する勢いです。

### ●日本法教育研究センター修了者数（2025年1月現在）

|        | ウズベキスタン | モンゴル | ハノイ | ホーチミン | カンボジア | 総数  |
|--------|---------|------|-----|-------|-------|-----|
| 2024年度 | 14      | 8    | 10  | 停止    | 2     | 34  |
| 総数     | 95      | 104  | 143 | 37    | 90    | 469 |

コロナ禍での国際間での移動も制限されましたが、2023年度から徐々に緩和され、2024年度は全センターの修了式に名古屋大学のスタッフが対面で出席することができました。ハノイの修了式には、杉山直総長も出席されました。

修了生が名古屋大学をはじめとする日本の大学院に進学します。

### ●名古屋大学大学院法学研究科におけるCJL修了生（2025年1月現在）

| 在籍者 | 修士号取得者 | 博士号取得者 |
|-----|--------|--------|
| 34名 | 113名   | 14名    |

## 3. 修了生の活躍 — 研究者・企業人として

従来から、母国の政府機関・大学、日系企業などで、修了生は活躍しておりますが、最近では、日本国内で働く人材も増えつつあるように思います（CJL修了生の研究面での活躍については、今号の「アニュアル・カンファレンス」の記事をご覧ください）。

CJLの修了生は、母国の法制度の担い手としてのみならず、母国と日本とを架橋する存在としても活躍するようになってきております。こういう人材は、技術者の世界では、「ブリッジ・エンジニア」と呼ばれるそうですが、CJLの修了生も、「法学版ブリッジ・エンジニア」としても活躍しているといえます。

## 4. 社会の「ブリッジ・エンジニア」

近時、日本社会において移民が増大していることへと移行していることへの危惧の声も聞かれます。確かに、受け入れ体制・態勢が不十分な中で急激に移民が増大すると、海外の事例を見ればわかるように、文化衝突など、マイナスの側面もあることは否定できません。

ただ、既に日本社会の中で活躍する外国人が多くなっていることも直視する必要があります。インフラ整備・維持の面で、彼らの存在は必要不可欠です。既に進んでいる「多文化共生社会」の問題には、対応していかなければなりません。また、注意しなければならないのは、「移民の問題」だと指摘されているものの中には、日本社会の問題が可視化されたに過ぎない場合もあるということです。

いずれにしろ、多文化の共生はきれいごとではありません。名古屋大学も国際化していく中で、いろいろな問題に直面しております。名古屋大学の教職員の中には、CJL修了生も存在し、そのような問題に対応していく際には、彼らの助けも借りております。そのような場面は名古屋大学だけでなく、社会一般でも見られることでしょう。

多文化共生社会の「ブリッジ・エンジニア」としてのCJL修了生がどう活躍していくのか。法整備支援を超えた役割も期待されつつあります。

2024年

|                              |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                      |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 4月24日(水)                     | <b>CALE Special Seminar “Japanese Law and Development”</b><br>於：アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催<br>主催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター (CALE)<br>使用言語：英語                                                                              | 【講演者】Bui Ngoc Son(オックスフォード大学法学部教授／CALE外国人研究員)                                        |
| 5月17日(金)<br>24日(金)<br>31日(金) | <b>留学生と学ぶアジア諸国のローカル言語・文化「ベトナム語」</b>                                                                                                                                                                                    | 【講師】ヴォ・ミン・ダン、チャン・ティ・テュ・ハン(全てCALE院生研究協力員)                                             |
| 5月25日(土)                     | <b>法整備支援連携企画 法整備支援へのいざない</b><br>於：国際法務総合センター国際会議場A&オンラインによる開催<br>主催：法務省法務総合研究所<br>共催：公益財団法人国際民商事法センター (ICCLC)、慶應義塾大学大学院法学研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター (CALE)                                                       | 【参加者】会場参加者26名<br>オンライン参加者約80名                                                        |
| 6月28日(金)                     | <b>第1回 アジア法整備支援特別講座</b><br>「モンゴルにおける社会主義の終焉—民主化運動35周年と憲法100周年から考える—」<br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催                                                                                                           | 【講師】中村真咲(名古屋経済大学教授)                                                                  |
| 7月3日(水)<br>10日(水)<br>17日(水)  | <b>留学生と学ぶアジア諸国のローカル言語・文化「モンゴル語」</b>                                                                                                                                                                                    | 【講師】ボヤンジャルガル・ソヨルエルデネ、エルデネバートル・エルフビルグーン、ダシニヤム・ホラン(全てCALE院生研究協力員)                      |
| 7月8日(月)                      | <b>第2回 アジア法整備支援特別講座</b><br>「モンゴルにおける社会主義の終焉?—モンゴル法(とくに行政法)における継続と断絶のアンビバレンスを考える」<br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム                                                                                                         | 【講師】市橋克哉(名古屋経済大学特任教授／名古屋大学名誉教授)                                                      |
| 7月26日(金)                     | <b>第3回 アジア法整備支援特別講座</b><br>“Strengthening democracy through constitutional justice”<br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム 使用言語：英語                                                                                              | 【講師】Dashbalbar Gangabaatar(モンゴル憲法裁判所判事)                                              |
| 8月6日(火)                      | <b>2024年度日本法教育研究センター学年論文発表会</b><br>於：Zoomによる開催                                                                                                                                                                         | 【発表者】35名<br>日本法教育研究センター学生(ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム・ハノイ)                                     |
| 8月8日(火)                      | <b>第4回 アジア法整備支援特別講座</b><br>「モンゴルにおける社会主義の終焉—鉱物資源開発による環境問題と環境保全制度」<br>於：名古屋大学アジア法交流館2階ACフォーラム&Zoomによる開催                                                                                                                 | 【講師】Sukhbaatar Molom(名古屋大学法政国際教育協力研究センター研究員)                                         |
| 8月19日(月)<br>～8月20日(火)        | <b>法整備支援連携企画サマースクール「アジアの法と社会2024」</b><br>於：Zoomによる開催<br>主催：名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター (CALE)<br>日本法教育研究センター・コンソーシアム<br>共催：公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科<br>後援：独立行政法人国際協力機構 (JICA)、愛知県弁護士会、公益財団法人アジア刑政財団 | 【参加者】延べ121名                                                                          |
| 8月22日(木)                     | <b>CALE Special Seminar “Governance of low-skilled labor migration - Rethinking the potential of private international law in promoting decent work for migrant workers”</b><br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム 使用言語：英語     | 【講演者】Nguyen Thu Thuy(ハノイ法科大学国際私法講座講師／CALE外国人研究員)                                     |
| 9月14日(土)                     | <b>2024年度法整備支援シンポジウム</b><br>「[法的外交]の展開と法整備支援の意義・可能性・課題」<br>於：Zoomによる開催<br>主催：慶應義塾大学大学院法務研究科・グローバル法研究所、法務省法務総合研究所国際協力部、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター (CALE)                                                              | 【参加者】65名                                                                             |
| 9月17日(火)                     | <b>CJLコンソーシアム企画第2回CJL修了生による研究報告・スモールトーク</b><br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催                                                                                                                                    | 【発表者】ボヤンジャルガル・ソヨルエルデネ(モンゴル)、ダシニヤム・ホラン(モンゴル)、リ・ティ・ゴック・ラン(ベトナム)(全て名古屋大学大学院法学研究科修士課程2年) |

|                       |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                   |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10月8日(火)              | <b>CALE特別講座：Strategic litigation: An Effective Tool of Empowerment?</b><br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催<br>使用言語：英語                                                                                             | 【講演者】Alex Graser(レーゲンスブルグ大学法学部長)                                                                  |
| 10月18日(金)             | <b>第1回留学生と学ぶ比較社会ワークショップ「学校教育制度」</b><br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催                                                                                                                                            | 【講師】ラヒムベルガノフ・ハサンボイ(ウズベキスタン)、ガンボルド・ドゥグルドウル(モンゴル)、ルオン・ティ・ヒエン(ベトナム)、ピラチャン・ソムサワット(ラオス)(全てCALE院生研究協力員) |
| 10月21日(月)～24日(木)      | <b>モンゴル司法アカデミー研修</b><br>於：名古屋大学アジア法交流館、名古屋地方裁判所、愛知県弁護士会                                                                                                                                                                | 【研修員】11名                                                                                          |
| 10月21日(月)～10月22日(火)   | <b>CALE特別講座『モンゴルの司法制度を支える人々』</b><br>「モンゴルにおける行政裁判所の審査範囲」、<br>「モンゴルにおける行政義務違反法及び行政義務違反処理手続法の特徴と課題」<br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催<br>使用言語：日蒙逐次通訳                                                               | 【講演者】Munkhtulga Ganbat(モンゴル行政裁判所判事)、Dulguun Battulga(モンゴル司法研究所所長)                                 |
| 11月27日(水)             | <b>第2回留学生と学ぶ比較社会ワークショップ「大学入試」</b><br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催                                                                                                                                              | 【講師】ショディヨロフ・オタベク(ウズベキスタン)、バトボヤン・オチラル(モンゴル)、レドゥック・ホアン(ベトナム)、ピラチャン・ソムサワット(ラオス)(全てCALE院生研究協力員)       |
| 12月9日(月)<br>12月16日(月) | <b>第5回・6回アジア法整備支援特別講座</b><br>『日本政府によるアジア各国への法整備支援』『カンボジアの場合』『モンゴルの場合』<br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催                                                                                                          | 【講師】後藤圭介(法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事)                                                                    |
| 12月17日(火)             | <b>CALE Special Seminar “Decentralizing Justice in Central Asia”</b><br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催                                                                                                           | 【講演者】Natalia Alenkina(中央アジアアメリカン大学准教授/CALE外国人研究員)                                                 |
| 12月18日(水)             | <b>International Workshop “International Arbitration in Japan and Central Asia: Recent Trends in Commercial Dispute Resolution”</b><br>主催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)/名古屋大学法学研究科<br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催 |                                                                                                   |
| <b>2025年</b>          |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                   |
| 1月8日(水)               | <b>第7回アジア法整備支援特別講座</b><br>『日本政府によるアジア各国への法整備支援』『ウズベキスタンの場合』<br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催                                                                                                                    | 【講師】山下拓郎(法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事)                                                                    |
| 1月25日(土)～1月26日(日)     | <b>CALE Annual Conference 2024</b><br>於：アジア法交流館2階アジアコミュニティフォーラム&Zoomによる開催<br>主催：名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)/大学院法学研究科                                                                                                     | 【参加者】延べ231名                                                                                       |
| 2月13日(木)              | <b>第8回アジア法整備支援特別講座</b><br>『日本政府によるアジア各国への法整備支援』『ベトナムの場合』<br>於：名古屋大学アジア法交流館2階カンファレンスルーム&Zoomによる開催                                                                                                                       | 【講師】村上愛子(法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事)                                                                    |
| 2月17日(月)～2月28日(金)     | <b>2024年日本法教育研究センター</b><br>「『多様性』という難題に挑戦するアジアの未来の法律家のセミナー」<br>於：名古屋大学アジア法交流館、名古屋大学附属中学校、名古屋経済大学、名古屋家庭裁判所、名古屋刑務所、十六銀行、ソミックマネージメントホールディングス                                                                              | 【参加者】19名<br>日本法教育研究センター学生(ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム・ハノイ、カンボジア)                                            |

## CALE人事

- 【退職】 特任講師(法学) ママタン (2024年6月30日)(ミャンマー・日本法教育研究センター勤務)  
 特任講師(法学) 松井 洋 (2025年3月31日)(モンゴル・日本法教育研究センター勤務)  
 特任講師(法学) 中根 倫拓 (2025年3月31日)(カンボジア・日本法教育研究センター勤務)  
 特任講師(日本語) 佐藤 怜奈 (2025年3月31日)(カンボジア・日本法教育研究センター勤務)

## 発行

### 名古屋大学法政国際教育協力研究センター

#### 【連絡先】

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325・4263 / FAX. 052-789-4902

E-mail : cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

CALE NEWSが不要の方および送付先を変更される方は、  
上記連絡先までご連絡下さい。

#### 「チンギスハーン広場」

(モンゴル・ウランバートル市内)  
スフバートル・モロム(CALE研究員)撮影&コメント

モンゴル短期派遣の際に、2024年9月11日撮影。写真の中央にある銅像は、1921年の市民革命の指導者スフバートルの像である。この広場は、2013年までスフバートル広場と呼ばれていたが、現在はモンゴル帝国の初代皇帝チンギスハーンの名前を冠し、チンギスハーン広場と呼ばれている。正面中央にはチンギスハーン像と政府宮殿、周りにはモンゴル国立オペラ劇場、中央郵便局や銀行などがあり、モンゴル国の政治・行政の中心地である。

